

## 岐阜経済大学大学院学則

(制定平成12年12月21日)

### 第1章 総則

第1条 岐阜経済大学大学院(以下「本大学院」という。)は、教育基本法及び学校教育法に従い、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

### 第2章 組織及び修業年限

第2条 本大学院に次の研究科及び専攻を置く。

経営学研究科 経営学専攻

2 経営学研究科は、その基礎を経営学部に置く。

第3条 本大学院研究科に修士課程を置く。

2 修士課程の修業年限は2年とする。ただし、社会人入学生にあっては、修業年限を3年又は4年と定め、計画的に教育課程を履修(以下「長期履修学生」という。)することができる。

3 修士課程は、4年をこえて在学することはできない。

第4条 本大学院研究科の収容定員は次の通りとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
経営学研究科	経営学専攻	修士課程	20名	40名

### 第3章 学年、学期、休業日

第5条 学年、学期、休業日については、岐阜経済大学学則(以下「本学学則」という。)を準用する。

### 第4章 職員組織

第6条 本大学院に次の職員を置き、岐阜経済大学の職員をもって充てる。

(1) 教授、准教授

(2) 事務職員

第7条 本大学院研究科に研究科長及び研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、その基礎となる学部の長及び研究科専任教員をもって組織する。

3 研究科長は、研究科委員会において選出する。

第8条 研究科委員会は、次の事項を審議する。

(1) 教育課程の編成、履修の方法及び試験に関する事項

(2) 学生の入学、休学、復学、退学などの身分に関する事項

(3) 学位論文の審査に関する事項

(4) 教員の人事に関する事項

(5) 学科目担当者に関する事項

(6) その他研究科の運営に関する事項

## 第5章 授業科目、履修方法及び課程修了の要件

第9条 本大学院の教育は、授業科目の履修及び学位論文の作成等に対する指導によって行うものとする。

2 研究科のコース別人材育成の目的、授業科目及び履修単位数は別表第1の通りとする。

3 本大学院は、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行う。

第10条 授業科目の単位数の計算基準は、[本学学則](#)を準用する。

第11条 本大学院研究科において修了の認定を受けようとする者は、所定の修業年限を在学のうえ、別表第1に基づく所定の授業科目及び単位数を修得し、かつ、学位論文の審査に合格しなければならない。

第12条 教育上有益と認めるときは、他の大学院との協定に基づき、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合に準用する。

第13条 教育上有益と認めるときは、新たに大学院第1年次に入学した者が入学前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、大学院における授業科目の履修とみなし10単位を超えない範囲で単位を認定することができる。

2 前第1項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、第12条により修得したものとみなす単位数と合わせて10単位を超えないものとする。

第14条 高等学校教諭一種免許状の所要資格を有する者で、教育職員免許法第5条及び同法施行規則に基づき所定の単位を修得した者は、次の教科の教育職員免許状を取得することができる。

経営学研究科経営学専攻

「商業」 高等学校教諭専修免許状

「情報」 高等学校教諭専修免許状

第15条 試験については、[本学学則](#)を準用する。

第16条 所定の期間を在学し、所定の科目を履修してその単位を修得し、学位論文の審査に合格した学生に対し、学科長は研究科委員会の議を経て修了を認定する。

2 学長は前項により修了の認定を受けた者に対し、つぎの学位を授与する。

修了研究科	専攻	課程	学位
経営学研究科	経営学専攻	修士課程	修士（経営学）

3 学位の授与については、[本学学位規程](#)に定める。

## 第6章 入学、退学、休学、復学、再入学

第17条 入学は毎学年の始めとする。

第18条 次の各号の一に該当する者は、研究科修士課程第1年次に入学することができる。

(1) 大学を卒業した者

- ( 2 ) 文部科学大臣の指定した者
- ( 3 ) 外国における学校教育による 16 年の課程を修了した者
- ( 4 ) 学校教育法第 104 条第 4 項第 1 号の規定により学士の学位を授与された者
- ( 5 ) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達した者

第 19 条 本大学院に入学を志願する者は、所定の手続により願出しなければならない。

第 20 条 入学選考に合格した者は、入学のために所定の手続をとらなければならない。

第 21 条 病気又はその他の事由により 3 ヶ月をこえて修学を中止しようとするときは、学長の許可を得てその学期又は学年間休学することができる。ただし、事情により更に 1 年以内これを延長することができる。

2 休学期間は、所定の在学期間に算入しない。

3 休学期間は、通算 2 年をこえることができない。

第 22 条 休学の事由が消滅して復学しようとするときは、所定の手続により願出しなければならない。

第 23 条 病気又はその他の事由により退学しようとするときは保証人と連署して願出するものとする。

第 24 条 退学した者が再入学を願出たときは、審議のうえ、該当年次に入学を許可することができる。

#### 第 7 章 科目等履修生、聴講生、外国人留学生及び委託生

第 25 条 第 18 条の各号のいずれかに該当する者が、本大学院の授業科目の一部について科目等履修生又は聴講生となることを願出たときは、正規の学生の学修に支障がない限りにおいて、これを許可することができる。

第 26 条 第 18 条に定める入学資格を有する外国人で、大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者については、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

第 27 条 他の大学、公共機関又は法人等から委託生として推薦された者については、選考のうえ、これを委託生として受け入れることがある。

第 28 条 科目等履修生及び聴講生には、本学則の関係条項を適用する。

2 外国人留学生には、本学則を適用する。

#### 第 8 章 学費

第 29 条 学生は、授業料その他所定の学費並びに必要な応じて学費以外の納付金及び手数料を納入しなければならない。

2 前項の学費の種類及び金額は別表第 2 の通りとし、学費以外の納付金、手数料及び長期履修学生の学費については別に定めるものとする。

3 休学者の学費は免除する。ただし、その休学期間にあつては、別に定める在籍料を納入しなければならない。

4 授業料その他所定の学費を所定の期日までに納めない者は除籍される。

第30条 入学料は入学年度のみに納めるものとする。

2 本学卒業生が本大学院に入学する場合の入学料は半額とする。

3 本学を卒業していない外国人留学生及び社会人が本大学院に入学する場合の入学料は半額とする。

第31条 外国人留学生及び社会人入学生にあつては、授業料その他所定の学費の3割を減免する。

#### 第9章 その他

第32条 学生が本学則に反し、その他学生の本分にもとる行為があつたときは、学長は研究科委員会の議を経て、その軽重により次の懲戒を行う。

(1) 謹慎

(2) 停学

(3) 退学

第33条 本学則に定めるもののほか、本大学院に関する事項は、[本学学則](#)及びその他の諸規程を準用する。

#### 附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、平成14年度以前の入学者については従前の学則を適用するものとする。

#### 附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成16年度以前の入学者については従前の学則を適用するものとする。

#### 附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表第1は、平成19年度の入学者から適用するものとする。

#### 附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1（第9条関係）

1. 経営学研究科修士課程経営学専攻

コース	授業科目の名称	単位	配当年次	修了要件	コース別人材育成の目的	
企業経営コース	経営学特論	2	1・2	4コースのうちいずれか1コース(同一名称の「演習」8単位を含め)16単位以上、全体で32単位以上を修得しなければならない。	グローバル化、情報技術(IT)化、規制緩和の中で急速に企業環境が変化しています。現代における様々な役割を担っている既存企業の現状の課題分析と革新のあり方および創業・開業の具体的な方法を身につけた人材の育成を目指します。	
	経営戦略特論	2	1・2			
	コーポレートガバナンス研究	2	1・2			
	現代生産システム研究	2	1・2			
	人的資源管理研究	2	1・2			
	経営史特論	2	1・2			
	ベンチャービジネス研究	2	1・2			
	起業戦略研究	2	1・2			
	ビジネスモデル研究	2	1・2			
	多国籍企業特論	2	1・2			
	日本の中小企業研究	2	1・2			
	IT企業研究	2	1・2			
	スポーツマーケティング研究	2	1・2			
	会社法研究	2	1・2			
	アジア経済研究	2	1・2			
	中国経済研究	2	1・2			
	経営実践研究	2	1・2			
	経営学演習	4	1			
経営学演習	4	2				
経営管理演習	4	1				
経営管理演習	4	2				
中小企業演習	4	1				
中小企業演習	4	2				
都市・地域政策コース	地域経済特論	2	1・2		4コースのうちいずれか1コース(同一名称の「演習」8単位を含め)16単位以上、全体で32単位以上を修得しなければならない。	経済のグローバル化と経済構造改革・規制改革により大きく姿を変える都市及び地方社会を対象に、地域経済、都市計画、中心市街地、地域福祉、環境再生などの諸政策から変容の中身を分析理解し、コミュニティの単位から人間都市再生の条件を多角的総合的に展望できる人材育成を目指します。
	コミュニティ政策研究	2	1・2			
	地域活性化戦略研究	2	1・2			
	都市計画研究	2	1・2			
	環境ビジネス戦略研究	2	1・2			
	生活マネジメント研究	2	1・2			
	生涯スポーツ政策研究	2	1・2			
	財政学特論	2	1・2			
	金融システム研究	2	1・2			
	自治体経営戦略研究	2	1・2			
	産業政策研究	2	1・2			
	地域政策演習	4	1			
	地域政策演習	4	2			
	財政学演習	4	1			
財政学演習	4	2				
会計・税務コース	会計学特論	2	1・2	様々な社会事象の中で、企業会計の役割の必要性が高まっています。また、ITの発展に伴い世界規模での市場単一化が進み、企業情報の開示手段としての会計情報の国際標準化が、急速に進んでいます。こうした会計環境の変化に対して、会計・税務に係る高度な専門性と高潔な倫理観を備え、地域の発展に貢献できる人材育成を目指します。		
	会計学特論	2	1・2			
	財務会計特論	2	1・2			
	管理会計特論	2	1・2			
	経営分析特論	2	1・2			
	税務会計特論	2	1・2			
	税法特論	2	1・2			
	税法特論	2	1・2			
	会計学演習	4	1			
	会計学演習	4	2			
経営情報コース	経営情報システム研究	2	1・2	ITの革新は急で、企業経営におけるITの利用が組織の命運を左右する時代となっています。経営学と情報技術の両分野にまたがる専門的研究を行い、現代の企業や官公庁においてITを自在に活用して真に創造的な仕事のできる人材育成を目指します。		
	経営情報システム研究	2	1・2			
	戦略情報研究	2	1・2			
	デジタルマーケティング研究	2	1・2			
	会計情報研究	2	1・2			
	金融工学	2	1・2			
	モデル分析特論	2	1・2			
	シミュレーション研究	2	1・2			
	知能システム研究	2	1・2			
	エージェント技術研究	2	1・2			
	コンピュータグラフィックス研究	2	1・2			

	コンピュータグラフィックス研究	2	1・2		
		4	1		
	情報ネットワーク研究	4	2		
	経営情報演習	4	1		
	経営情報演習	4	2		
	知能システム演習	4	1		
	知能システム演習	4	2		
	シミュレーション演習	4	1		
	シミュレーション演習	4	2		
	コンピュータグラフィックス演習	4	1		
		4	2		
	コンピュータグラフィックス演習				
	情報ネットワーク演習				
	情報ネットワーク演習				
その他	外国文献研究 他大学院科目	2	1・2		
修士論文				修士論文の審査に合格すること。	

別表第2（第29条関係）学費

（単位 円）

区 分	学 費	年 額
経営学研究科 修士課程	入学料	200,000
	授業料	500,000
	施設設備費	100,000
	計	800,000